

社会福祉法人身延町社会福祉協議会 平成31年度 事業計画書

【基本方針】

身延町の平成30年の出生児数は26人、死亡者数は263人、過疎化が進み、平成31年3月1日現在の高齢化率は、45.35%です。65歳以上の高齢者が、町民の約半数に近づいている状況にあり、超少子・高齢化社会を迎えています。ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中で、地域においては生活困窮、災害時支援、消費者被害など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が深刻化しています。

このような現状を踏まえ、社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、地域における「新たな支え合い」を求めて、行政と住民の協働による地域福祉の構築に努めていかなければなりません。地域社会で支援を求めている人に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民の繋がりを再構築し、支え合う体制の実現が喫緊の課題であります。公的な福祉サービスは、分野ごとに発展してきましたが、制度の谷間にあっても対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズに全て公的な福祉サービスで対応することは不可能です。従来の公的福祉サービスで十分対応できない地域における身近な生活課題に対応する、「新たな支え合い」を進めるための地域福祉の在り方を協議することが、本会に課される重要な役割であります。

また、本会が運営している介護保険3事業（居宅介護支援、通所介護、訪問介護）につきましては、独立採算事業であり、今後も厳しい経営状況が見込まれますが、そのような状況下にあっても効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを提供してまいります。

町の受託事業、補助事業についても積極的に展開することにより、誰もが住み慣れた地域で家族や友人、地域住民とともに、心豊かに健康的で生き生きとした生活ができる福祉社会の実現に向けて、本年度も努力してまいります。

【事業計画】

1 事業推進体制及び経営基盤の強化

円滑な社協活動を実践するため、本会の事務局体制の充実強化を図るとともに、事業等の共通理解を深めるための役職員による研修会等を実施します。また、事業推進に向けた経費の見直し、財源の確保等、経営基盤の強化に努めます。

- ① 理事会・評議員会・改革検討委員会等の開催
- ② 自律的な事務局体制の構築
- ③ 役職員に対する研修機会の確保
- ④ 地域福祉活動の推進
- ⑤ 関係機関・団体との連携強化

- ⑥ 賛助会員入会の促進
- ⑦ 事業の内容、経費の見直し、財源確保等の検討

2 広聴広報活動の充実・啓発活動の推進

「社協だより」などによる地域福祉情報の提供に努めて行きます。また、各種イベントの開催により、地域福祉（活動）の理解を進めます。さらに、ホームページ等の活用による情報発信に努めます。

- ① 「社協だより」の発行及び町広報紙の活用
- ② 本会への意見募集（メール及びご意見箱の設置）
- ③ 本会ホームページの活用
- ④ みのぶまつり（健康と福祉部門）の開催
- ⑤ ボランティアの集い等の開催
- ⑥ 各種団体の会議や行事の場への広報・啓発活動

3 ボランティア活動の推進と社会参加の促進

ボランティア活動のすそ野を広げ、誰もが地域福祉活動に参加できるような講座、講演会等の開催及び地域での活動の場づくりを進めます。また、ボランティア活動に新しい福祉の活力を取り入れていくため、町内大学等との連携をさらに進めていきます。

災害ボランティアセンターの設置運営については、設置運営訓練を開催し、住民の意識高揚を図ります。

- ① ボランティアセンターの組織・機能充実
- ② ボランティア団体等への支援
- ③ ボランティア情報紙の発行
- ④ ボランティア学習会の開催
- ⑤ ボランティア普及協力校事業への協力
- ⑥ 災害ボランティアセンター機能の充実
- ⑦ ボランティア連絡協議会の支援
- ⑧ 手話講座の開催
- ⑨ 町内大学との連携強化

4 権利擁護事業及び援護事業の充実

認知症高齢者や知的・精神障がい者等が自立した日常生活を営めるよう日常生活自立支援事業を展開します。また、生活困窮世帯の自立支援を目的に県社協とも連携して、各種貸付制度の充実に努めます。

- ① 日常生活自立支援事業の充実（基幹的社協事業を含む）
- ② 生活福祉資金貸付償還事務の受託実施（県社協受託事業）
- ③ 社会福祉金庫の貸付事業

④ 法外援護費の支給

5 相談事業の充実

日常の心配ごとが気軽に相談できる場として、「心配ごと相談所」を町内3箇所定期的に開設します。また、行政等の他機関とも連携して解決に努めて行きます。さらに、法的な内容の相談については、弁護士による無料法律相談を年6回行う中で、専門的見地による相談環境の充実に努めます。

- ① 心配ごと相談所の開設（毎月2回）
- ② 他の相談機関との連携
- ③ 弁護士による無料法律相談（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

6 共同募金事業の推進

町民の皆様から地域福祉の推進を図るためにご寄附いただいた募金の精神に絶えず立ち返り、募金活動の推進はもとより、事業の取り組みと成果が寄付者の皆様の目に見える形で理解いただけるよう努めます。

- ① 県共同募金会身延町分会の事務局担当
- ② 共同募金活動の推進及び募金用途についての広報活動の充実
- ③ 共同募金配分金事業の実施

7 町受託事業の充実

町の政策的な福祉事業を受託していることから、事業現場における利用者等の声に耳を傾け、事業の目的が達成されているか町とともに検証を行い、より充実した事業が実施できるように努めます。

- ① 生活支援体制整備事業（第2層地域支え合い協議会）の受託実施
- ② 生きがい広場の受託実施
- ③ 配食サービス事業の受託実施
- ④ ホームヘルプサービス事業の受託実施
- ⑤ 介護予防事業の受託実施（高齢者男性料理教室）
- ⑥ 家族介護者交流事業の受託実施（在宅介護者の集い）
- ⑦ 移動支援事業の受託実施
- ⑧ 日中一時支援事業の受託実施

8 地域福祉事業の推進

地域福祉関係団体や小中学校へ講師の派遣や助成を行う中で、地域福祉に対する理解を深めてもらうとともに、さまざまな団体と連携して地域福祉の課題を解決していくための諸事業を推進します。

- ① 福祉関係団体に対する支援（講師派遣・福祉団体への助成）
- ② 福祉教育の推進（小中学校への講師派遣・福祉教育への助成）
- ③ 地域支え合い事業の推進

9 在宅福祉・介護保険等による事業の推進

地域包括ケアシステムの構築を見据えた地域における医療と介護の連携を強化するための仕組みづくりに向け、本会が担うべき介護保険事業の公益性を検討します。町の包括支援センターと連携し、事業所ごとにサービス提供の需要と他事業所の供給量を考慮する中で、本会介護事業の効率化、改廃を含めた経営改善に取り組んでいきます。

- ① 通所介護事業所の経営
- ② 訪問介護事業所の経営
- ③ 居宅介護支援事業所の経営
- ④ 居宅介護事業所の経営（障がい福祉サービス事業）

10 その他事業

福祉関係諸団体の事務局を担当する中で、地域福祉の実態及び福祉ニーズの発掘を行い、諸団体が生き生きと活動できる条件整備に努めます。

高齢者福祉の観点から門野の湯等の地域資源を有効に活用するため、福祉バスの運行を行います。また、運行の見直しを行い、福祉のまちづくりに資する研修等にさらに有効活用できるような運用に努めます。

いきいき山梨ねんりんピックの予選も兼ねた、軽スポーツであるグラウンドゴルフ大会を開催し、高齢者の地域間の交流にも資するような大会に努めます。

- ① 福祉関係諸団体の事務局担当（すこやかクラブ・身体障がい者福祉会・ボランティア連絡協議会）
- ② 福祉バスの運行と活用
- ③ グラウンドゴルフ大会の開催
- ④ 高齢者被害対策教室等の開催